

## 令和5年度 第1回国民健康保険運営協議会議事録

### 1. 日時・場所

令和5年10月5日(木) 午後1時00分～午後2時7分  
中央公民館2階 中会議室

### 2. 出席者

委員：公益代表 高橋 敦子、田中 寛孝、野村 茂弘、清水 辰夫  
医療機関代表 宮本 史生、神谷 雅人、塚本 幸夫  
被保険者代表 河村 京子、鈴木 民樹、荻部 美恵、松井 敬一  
(欠席：医療機関代表 近藤 由幸)

事務局：市川保険健康部長、鈴木国保医療課長、加藤主査、仙田主事

### 3. 議題

- 1 国民健康保険税の改正について
  - (1) 基礎課税額（税率）の検証について
  - (2) 課税限度額の引き上げについて
- 2 今後の対策について
  - ・低所得者に対する知立市の独自軽減について

### 4. 報告事項

- 1 令和4年度国民健康保険事業決算額について
- 2 令和5年度国民健康保険税の課税状況について
- 3 国民健康保険税の産前産後期間の免除措置について
- 4 データヘルス計画・特定保健指導実施計画について

### 5. 概要及び経過

(午後1時開会)

進行：鈴木国保医療課長

- (1) 市長あいさつ
- (2) 会長・職務代理者の選任  
田中委員より推薦、清水委員より推薦  
会長：清水委員 職務代理者：高橋委員
- (3) 市長より会長に諮問書の授受
- (4) 会長あいさつ
- (5) 議事録署名の選任  
議事録署名：野村委員、神谷委員

議題及び報告事項の概要は以下のとおり

## 議題1 国民健康保険税の改正について

清水会長：議題1「国民健康保険税の改正について」を事務局から説明してください。

事務局：国民健康保険税の改正について、報告事項1「令和4年度国民健康保険事業決算額について」と併せて資料に沿って説明。

清水会長：ただいま事務局の方から説明がありました。この件につきましてご質問等がありましたら、挙手をお願いします。

清水会長：私から、1点確認させていただきます。今まで国保の基金を取り崩しておりましたが、現在、基金はどれほど残っておりますか。

事務局：令和4年度末の残高で231,136,954円となっております。

清水会長：このまま基金を150,000,000円ずつ取り崩していけば、いずれなくなってしまうということですか。

事務局：そのとおりです。

清水会長：他にご質問はよろしいですか。

(委員各位、質問なし)

## 議題2 今後の対策について

清水会長：次の議題2「今後の対策について」事務局からご説明をお願いします。

事務局：今後の対策について、資料に沿って説明。

清水会長：ただ今、事務局からご説明がありました。この件につきましてご質問等ありましたら、挙手をお願いします。

清水会長：この件につきまして、昨年度も協議させていただいており、独自軽減は令和5年までとご承諾いただいておりますので、質問等はよろしいでしょうか。

(委員各位、質問なし)

## 報告事項1 令和4年度国民健康保険事業決算額について

清水会長：それでは、次第の4(1)「令和4年度国民健康保険事業決算額について」を事務局から説明してください。

事務局：議題1に併せて説明済のため割愛。

清水会長：この件につきましてご質問等ありましたら、挙手をお願いします。

(委員各位、質問なし)

## 報告事項2 令和5年度国民健康保険税の課税状況について

清水会長：それでは報告事項2「令和5年度国民健康保険税の課税状況について」を事務局から説明してください。

事務局：令和5年度国民健康保険税の課税状況について、資料に沿って説明。

清水会長：この件につきましてご質問等ありましたら、挙手をお願いします。

清水会長：私から1点確認させていただきます。令和5年度で税率を引き上げたということですが、調定額を見ると令和4年度と比べて、令和5年度の調定額が低くなっています。この原因は被保険者数が減ったことによるものということでしょうか。

- 事務局：ご指摘のとおり理由が考えられます。被用者保険の適用拡大により、被保険者数および世帯数がそれぞれ減少していることが原因と考えております。
- 清水会長：高齢者の増加に伴い、後期高齢者医療保険に被保険者が移行したことにより、調定額への影響はありますか。
- 事務局：調定額の減少として、後期高齢者医療保険に移行していることも影響していると考えますが、大きな要因としては、被用者保険の適用拡大によって、働く現役世帯に賦課する所得割が減少したことの影響が大きいと考えております。
- 委員：保険税が未納となるのはどのようなケースがありますか。
- 事務局：保険税の支払いには普通徴収と特別徴収があります。特別徴収であれば、年金から天引きとなり、未納となることはありません。被保険者自身で納める普通徴収だと、失職を期に国民健康保険に入り、生活が困窮状態で支払いができず、未納となるといったケースが多くあります。
- 委員：意図して払わない、払いたくないから払わない方の収納率のデータはありますか。
- 事務局：データであるのは、未納者のデータになりますので、支払う意思の有無をまとめたデータはありません。
- 委員：保険税を払わないままできているのでしょうか。いわゆる逃げ得はありますか。
- 事務局：保険税納期限までの未納者については督促状を発送し、それでも未納が続く場合は強制執行を行っています。強制執行を行う対象者は財産がある方が対象で、適正な徴収を行っており、未納者に対してはこのように対応をしています。また、財産のない方については、滞納を解消するためにどのようにしていくか折衝等を行っています。
- 委員：ありがとうございます。
- 委員：未納のある方は、保険証を使うことができないのですか。
- 事務局：完納している方の保険証は2年間使えるものを発行させていただいておりますが、滞納のある方については、半年間の短期証を発行しております。この短期証は、納税の目処が付いている方には郵送で送りますが、納税の目処が付いていない方は窓口で直接来ていただいて納税相談をしていただくとともに、新しい短期証を発行するという方法で、折衝する機会を設けています。
- 委員：（未納の方は）窓口負担が10割になるのですか。
- 事務局：短期証の保険証を発行している方は期限を半年間として更新させていただきま。病院窓口では通常の保険証と同様の負担割合として使えます。
- 委員：わかりました。
- 委員：普通は窓口で3割負担しますが、未納のある方は窓口で1度10割で負担して、その後、3割になるように返金を受けるのですか。
- 事務局：保険証を更新していれば、10割の全額負担をするというわけではなく、3割負担となります。
- また、収納率の93.75%という数値は、当該年度中に支払った方の集計となっています。「半年後に払います」といった納税相談した方は滞納整理という形で徴収しております。納税相談の機会を設けるために保険証の有効期間を半年にし、支払いの相談や一部でも支払ってもらう等の折衝をしています。納税相談をしないと、その方は保険証がない状態になりますので、病院にかかる場合は一度、10割

負担で支払いをすることになります。収入がなくて払えないという方は減免制度等を適用し、保険料は低くなっていますが、それでも払えない方については極力こちらが手を差し伸べて保険が使えるような状態にできるようにしています。しかし、知立市外に転出されたり、海外に帰られたりして、国民健康保険税の徴収が困難な場合もあります。

清水会長：ほかにご意見なければ次に移りたいと思います。

### 報告事項3 国民健康保険税の産前産後期間の免除措置について

清水会長：報告事項3「国民健康保険税の産前産後期間の免除措置について」を事務局の方から説明をお願いします。

事務局：国民健康保険税の産前産後期間の免除措置について、資料に沿って説明。

清水会長：この件につきましてご質問等ありましたら、挙手をお願いします。

委員：去年の法改正で出産育児一時金を50万円に引き上げられて、その増額分を後期高齢者の方から負担するとなりましたが、今回の件と関係はありますか。

事務局：去年法改正された出産育児一時金の制度と今回の産前産後の免除は別の制度となります。

出産育児一時金の制度は、保険者から出産された方に50万円をお支払いし、病院でかかる費用に割り当てていただく制度です。今回の産前産後の免除は、その出産育児一時金とは別に国保に加入されている方の保険税の所得割と均等割の部分について、出産を機に4か月分を免除するという制度です。

### 報告事項4 データヘルス計画・特定保険指導実施計画について

清水会長：それでは、報告事項4「データヘルス計画・特定保険指導実施計画について」を事務局から報告してください。

事務局：データヘルス計画・特定保険指導実施計画について、資料に沿って説明。

清水会長：この件につきましてご質問等ありましたら、挙手をお願いします。

清水会長：第1期、第2期のデータヘルス計画を基に、保健センターと特定検診・特定保健指導を行ってきたと思いますが、これによって知立市の医療費軽減に繋がったというようなデータはありますか。

事務局：第1期、第2期データヘルス計画を通して、知立市で1番医療費が大きくかつ有効的な施策として糖尿病重症化予防の対策指導を実施しております。今後、第3期については第1期、第2期の分析結果を反映して、施策内容を変更する可能性があります。

委員：何年か前にもお話しましたが、知立市では特定健診を受診することができない方もいらっしゃるのでは、特定健診を碧海5市の中で医師会が協力して実施することはできませんか。

事務局：過去にも同様のご意見を頂戴していることかと思えます。特定健診を受けられない方を少しでも受けられるようにするために、今の意見はとても重要な意見であると思っております。しかし、近隣市と共同実施を実現するためには、健診場所やキャパシティー等難しい課題があり、まだ上手く進められておりません。今後も調整を図りますが、できる限り健診が受けやすい体制を色々な角度で検討させていただきたいと思えます。

清水会長：それでは、私の方からの議事の進行を終わらせていただきますので、事務局へお渡しします。

事務局：会長、ありがとうございました。以上を持ちまして、本日の議題及び国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。長時間にわたりまして皆様ありがとうございました。

閉会 午後2時7分